

文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱

平成 13 年 4 月 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財の保存及び保護に関する補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和 4 2 年鳥取市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、本市に所在する文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定文化財 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号。以下「法」という。）、鳥取県文化財保護条例（昭和 3 4 年鳥取県条例第 5 0 号。以下「県条例」という。）及び鳥取市文化財保護条例（昭和 4 8 年鳥取市条例第 2 号。以下「市条例」という。）の規定により指定された文化財をいう。
- (2) 登録文化財 法の規定により文化財登録原簿に登録された文化財をいう。
- (3) 未指定文化財等 未指定の文化財と文化財の周辺環境のうち、鳥取市歴史文化基本構想に掲載されているものをいう。
- (4) 所有者等 指定文化財又は登録文化財の所有者、保持者、保持団体、管理団体及び文化財保存活用支援団体をいう。

(補助対象事業等)

第 4 条 本補助金の補助対象事業、補助対象者及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の算定等)

第 5 条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、交付を受けた本補助金以外の補助金等の額を控除した額に、2 分の 1 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第 3 号の経費については、2 0 万円を限度とし、別表第 4 号の経費については、5 万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請時に当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

- 2 申請者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第 3 に掲げる法人及び同法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した本補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることがで

きる。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）補助対象事業に係る本補助金の増額を伴う変更

（2）補助対象事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更

（実績報告）

第8条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告時に当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

- 2 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（着手届）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
(1) 指定文化財の 保存修理事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事 請負費、原材料費
(2) 指定文化財の 管理事業	所有者等、その他該 当事業を行う個人・ 団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材 料費
(3) 指定文化財、 登録文化財又は 未指定文化財等 の保護啓発を目的 として行う研修会等	所有者等、その他該 当事業を行う個人・ 団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除くが、 講師等に対するものは対象とする。）、役務 費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
(4) 登録文化財へ の登録申請	該当事業を行う個 人・団体	報償費、需用費（食糧費は除く。）委託料
(5) 登録文化財の 国庫補助事業対 象事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事 請負費、原材料費

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 号で交付決定のあった文化財の保存及び保護に関する補助金について、文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2 割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が 5 %を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他 ()
- 6 添付資料
 - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
 - (4) 特定収入割合がわかる書類